

(趣旨)

第1条 この要綱は、木質バイオマスを活用する燃料の使用を促進し、電気、化石燃料等の使用の削減を図ることにより地球温暖化の防止に寄与するため、ペレットストーブ、木質バイオマスボイラー（以下「ペレットストーブ等」という。）及び木質バイオマス燃料製造設備（以下「燃料製造設備」という。）の設置に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、佐久市補助金等交付規則（平成17年佐久市規則第40号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 木質バイオマス 木材に由来する再生可能な資源をいう。
- (2) ペレット 県内産の間伐材などの林地残材又は製材時の端材（以下「林地残材等」という。）を活用し、粉碎したものを円筒状に圧縮した燃料をいう。
- (3) チップ 林地残材等を活用し、粉碎した燃料をいう。

(対象設備)

第3条 補助金の交付の対象となるペレットストーブ等及び燃料製造設備（以下「対象設備」という。）は、未使用品であり、かつ、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる要件を満たすものでなければならない。

- (1) ペレットストーブ 次のいずれにも該当すること。
 - ア 燃料として使用するペレットは、林地残材等を利用して県内で製造され、かつ、販売されたものであること。
 - イ 県内に事業所又は代理店を有する者から購入するものであること。
- (2) 木質バイオマスボイラー 燃料として使用する木質バイオマスは、林地残材等を利用して県内で製造されたものであること。
- (3) 燃料製造設備 林地残材等を利用してペレット又はチップを製造する設備であること。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次のいずれにも該当する個人又は法人その他の団体とする。

- (1) 次のいずれかに該当する者
 - ア 自ら居住し、又は居住を予定している市内にある住宅に対象設備を設置する者（附則第2項の規定による廃止前の佐久市森のエネルギー推進事業補助金交付要綱（平成21年佐久市告示第85号。以下「旧要綱」という。）に基づく補助金の交付を受けた者及び同一世帯内に旧要綱又はこの要綱に基づく補助金の交付を受けた者がいる者を除く。）
 - イ 市内にある事務所、事業所等に対象設備を設置する者
- (2) 市税等を滞納していない者

(補助対象経費等)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助率及び補助限度額は、次の表のとおりとする。

対象設備の種類	補助対象経費	補助率	補助限度額
ペレットストーブ	本体の購入及び設置に要する費用	補助対象経費の2分の1以内	15万円
木質バイオマスボイラー		補助対象経費の3分の1以内	100万円
木質バイオマス燃料製造設備			300万円

- 2 前項の規定により算出した補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。
- 3 国、県その他の団体の補助制度と併用する場合は、補助対象経費の額から当該他の補助制度で受ける補助金の額を控除するものとする。

4 補助金の交付は、対象設備の種類ごとに1申請者につき1回限りとする。

(補助金交付申請書)

第6条 規則第3条に規定する補助金等交付申請書は、佐久市木質バイオマス熱利用設備導入事業補助金交付申請書(様式第1号)によるものとする。

2 規則第3条の規定により前項の申請書に添付して提出する書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 本体の購入及び設置に要する費用に係る見積書の写し
- (2) 設置予定箇所の位置図(住宅案内図等)
- (3) 対象設備の形状及び規格が分かる書類の写し
- (4) 設置前の状況が確認できる写真
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助事業の内容の変更等)

第7条 補助金の交付の決定を受けた者は、補助事業の内容を変更し、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、遅滞なくその旨を市長に申請し、その承認を受けなければならない。

2 前項の承認の申請は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を提出して行うものとする。

- (1) 補助事業の内容を変更しようとするとき 佐久市木質バイオマス熱利用設備導入事業変更承認申請書(様式第2号)
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき 佐久市木質バイオマス熱利用設備導入事業中止・廃止承認申請書(様式第3号)

(実績報告書)

第8条 規則第12条に規定する実績報告書は、佐久市木質バイオマス熱利用設備導入事業実績報告書(様式第4号)によるものとする。

2 規則第12条の規定により前項の実績報告書に添付して提出する書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 本体の購入及び設置に要した費用に係る領収書の写し
- (2) 設置状況が確認できる写真
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金交付請求書)

第9条 規則第14条に規定する補助金等交付請求書は、佐久市木質バイオマス熱利用設備事業補助金交付請求書(様式第5号)によるものとする。

(使用状況等の報告)

第10条 市長は、対象設備の購入及び設置により補助金の交付を受けた者(以下「対象設備設置者」という。)に対し、交付申請年度の翌年度から3年間、各年度のペレット、チップ等の燃料の使用状況、生産量、販売量等の調査等の必要な協力を求めることができる。

(財産の処分制限)

第11条 対象設備設置者は、交付申請年度の翌年度から起算して5年以内に、対象設備を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供するときは、市長の承認を得なければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。